

平成 29 年 8 月 25 日

北見市長 辻 直孝 様

北見市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会
会長 大島 由依

個人情報保護法等の改正に伴う市の個人情報保護条例の改正について（答申）

平成29年5月24日付け29北文書第7号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

記

1. 個人情報の定義の明確化について

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)の改正趣旨を踏まえ、個人情報の定義の明確化について、次に掲げる事項のとおりとすることは適当である。

- (1) 個人情報に個人識別符号が含まれるよう定義を改正する。
- (2) 個人識別符号の定義は、行政機関個人情報保護法に規定する個人識別符号と同様とする。

2. 要配慮個人情報の定義について

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正趣旨を踏まえ、要配慮個人情報の定義について、次に掲げる事項のとおりとすることは適当である。

- (1) 本人に対する不当な差別や偏見が生じないよう、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報と定義する。
- (2) 要配慮個人情報の定義は、行政機関個人情報保護法に規定する要配慮個人情報と同様とする。
- (3) 要配慮個人情報の取扱いの一層の透明性の向上を図るため、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載する。

3. 非識別加工情報の仕組みの導入について

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正趣旨を踏まえ、「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報」を非識別加工情報とし、これを提供することができる仕組みを導入することについて、次に掲げる事項のとおりとすることは適当であると認める。

- (1) 官民を通じた非識別加工情報の利活用を図っていくため、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障がないことを前提として、非識別加工情報の仕組みを導入する。
- (2) 非識別加工情報の加工基準及び安全確保措置の策定に当たり、審査会の意見を聴くものとする。
- (3) 非識別加工情報の提供等の実施状況について審査会に報告するものとし、審査会は必要に応じて非識別加工情報の取扱いについて調査することができるものとする。
- (4) 非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルに関して、作成された個人情報ファイル簿をホームページに掲載する。
- (5) 非識別加工情報を利用する者が負担すべき手数料の額は、行政機関個人情報保護法等に定める手数料の額を基本として定めるものとする。

なお、当該仕組みを運用するうえで想定される様々な懸念に対して、国の規程やガイドラインを参考に非識別加工情報の加工基準及び安全確保措置を策定するほか、非識別加工の適正な取扱いのための必要な措置を講じること。